

令和5年3月13日

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和5年3月13日（月）  
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：色見総合センター 大会議室

3、出席委員

1番	芹口 民雄	2番	下田 修一	3番	野尻 範仁
4番	宇藤 信喜	5番	後藤 則和	6番	
7番	甲斐 幸一	8番	二子石富士夫	9番	大西 六三
10番	谷川 春水	11番	高崎 堅誌	12番	三森 伸治
13番	吉良山 友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員 6番 本田 逸雄

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第3 農地法第18条の規定による小作解約について【合意解約】  
(基盤・一般)

第4 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第5 非農地証明願の承認について

6、農業委員会事務局職員

局長 後藤 一寛

次長 芹口 孝直

参事 後藤 健一

事務局 皆さん、こんにちは。  
それでは、令和4年度3月期第12回の高森町農業委員会総会を始めさせていただきます。  
本日は、総数14名の内、13名出席されており定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。  
それでは、早速ですが、会長から御挨拶をいただきたいと思ひます。

会長 皆さん、こんにちは。  
近日、暖かい日が続きましたが、今日はちょっと肌寒い日です。  
もう春先の植え付けの準備とかにかかっているところもあるかと思ひますが、忙しい中、出席していただき、ありがとうございます。  
最近、思ひますのは、阿蘇山から細かいヨナが混じったガスみたいなのが、高森に来ていますが、これが火山灰でも来て、ハウスとか葉野菜の被害が出ないように、阿蘇山も鎮火してもらおうと思ひかなと思ひておる次第でございます。  
今回の総会は、報告と、あと議題が2件ほどありますが、本年度の最後の総会となりますので、また皆さんと一緒に慎重審議の上、進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

事務局 ありがとうございます。  
それでは、お手元の次第により進めてまいりたいと思ひます。  
議事の進行は、会議規則の規定により、会長に進めていただきたいと思ひます。

議長 はい。それでは、進めていきます。

事務局 **「議第41号」**  
高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。  
本委員会の決定に附する。  
令和5年3月13日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。こちらは指名ということですので、こちらから決めさせていただきます。  
今回は、1番委員、2番委員に、よろしくお願ひいたします。

**「報告第13号」**

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。  
別紙のとおり本委員会に報告する。  
令和5年3月13日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。報告ということですので、これは事務局から説明してもらいます。

事務局 それでは、報告します。  
農地法第3条の3の規定による届け出についてということですか。  
番号1につきまして、まず4ページから6ページが番号1の案件になっております。  
土地の所在地、登記地目、現況地目、相続人、届出日、届出事由、あつせん希望はなし、親から子への相続。  
補足資料は、3ページです。

議長 次、2番をお願いします。

事務局 続きまして、番号2です。  
議案書の6ページです。  
土地の所在地、登記地目、現況地目、相続人、届出日、届出事由、あつせん希望はなし、親から子への相続です。  
補足資料は、4ページです。

議長 はい。これは相続ですので、報告でした。  
次の議題に進めます。

事務局 「報告第14号」  
農地法第18条の規定による小作解約について【合意解約】[基盤、一般]。  
別紙のとおり本委員会に報告する。  
令和5年3月13日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 この件も報告ですので、事務局から説明いたします。

事務局 こちらですが、8ページです。  
番号1、借受人、貸出人、土地の所在地、登記地目、現況地目、解約の事由につきましては、双方合意の合意解約後、他の者と中間管理を通し賃貸借権を設定する予定です。  
補足資料は、6ページの下赤枠で示しました2筆です。

こちらは、現在、賃貸借契約が結ばれていますので、公社を通して他の方に貸したいというような意向があり、解約の申し出が出てきた案件となっております。

議 長 はい。これは解約の案件ですので承認いたします。  
次の議題に移らせてもらいます。

「議第42号」

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。  
別紙のとおり本委員会の決定に附する。  
令和5年3月13日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議 長 はい。この件は、担当委員である3番委員から説明してもらいます。

3番委員 農地法第3条、譲受人、譲渡人は、番号1番です。  
補足資料は、8ページから9ページでございます。  
農地等の情報は、左記のとおりでございます。  
売買による所有権移転でございます。  
審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 この件に関して、何か質問はありませんか。

12番委員 反対意見ではないんですけども、非常に荒れているような土地に見えるんですが、この土地は何に活用されておられるのか気になります。

事務局 以前、売主様か、前の借受者の方が造園用の笹を栽培されてそのままになり、竹林化しております。  
もう耕作放棄地に近い状態であります。  
譲受人は、ここを御自分の重機等で解消されるというお話を聞いております。  
ここには、トウモロコシを作付けする予定をされております。

12番委員 相当イノシシの餌場になりそうな気がしますが、大丈夫ですか。

事務局 電牧等を張られるかは確認しておりませんが、何らかの手だてはされると思います。  
かなり厳しい環境にあると、事務局としても思っております。

そういう計画ですので、耕作放棄地の解消は、補助事業等は使わずにご自分で解消されるという話を伺っております。

1 2 番委員 はい、分かりました。

3 番委員 私も売主の方に聞いたんですが、ちょっとその辺は定かでないということでした。

あと、どういう目的で利用されるか、何を植えられるとかは、伺っておりません。

ちょうど、県道沿いですので、その辺の利便性の関連もあるのかなと思っております。

事務局 一応、こちらの買主さんと話したときは、そういうお話を聞きました。

売主さんには、多分そこまで話が通っていないのかなと思います。

議長 耕作放棄地の解消につながるのであれば、良い方向での所有権移転となると思います。

ほかに質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この議案は可決いたします。

#### 「議第43号」

事務局 非農地証明願の承認について。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和5年3月13日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。これもまた担当委員である3番委員から説明していただきます。

3 番委員 非農地証明の承認について。

番号1番です。

議案の12ページをお開けください。

補足資料は、11ページから16ページでございます。

申請者、土地等は記載のとおりです。

有害鳥獣による農作物の被害に加え、竹その他雑木の侵入により

10年以上耕作ができなくなった。

非農地証明を出してもらい、山林に転用したいということでございます。

なお、今回の現況確認におきましては、会長も同行していただいておりますので、以上、よろしく審議のほどお願いいたします。

議長 はい。今、説明がありましたように、この議案は事務局の2人と、あと担当委員の3番委員と私で現場立会をいたしました。

実際行って見ると、行くまでの道も狭い、軽トラックの4駆でもぎりぎりかなという農道でありました。

土地の状態も、中も周りも、雑木が生えており山林化していました。

土地の形状も細長かったり、狭かったり、水田として耕作することは出来ない状態でした。

また、イノシシなど動物に荒らされていて、とても管理はできる状況ではないなと思いました。

どうでしょうか。皆さんの意見、何かありましたなら。

13番委員 山の中に、存在するというように見受けられますので、認定はやむを得んかなとは思いますが。

議長 はい。山の谷の間、細長い土地みたいなところばかりです。

これはもう団地化もできないし、解消は無理じゃないかなというふうに私は思いました。

事務局 事務局から補足です。

非農地証明願は昨年もありましたが、あまり出てこないです。

この非農地証明願というのは、農地として耕作できる状態に戻すことができない場合に、非農地証明願というのを発行してもらって、農業委員会で農地じゃないというような証明を受けるための、願いです。

会長と、3番委員が言われたとおり、現況はほとんど山林化し、竹林等が発生しております。

もう耕作は不可能な状態だと、目視確認した限りではそういう状態になっております。

議長 何か質問ありませんか。

5番委員 今後こういう非農地証明願が出てくると思うんですが、経緯とい

うか、はっきりした基準が、新人では分からないので、今後申請が出てきたときに、どういうふうに対処していいか、分からないです。

そここのところを、はっきり言っていただかないと判断に迷うと思います。

この場合なら、証明をもらえ、非農地化になる、その判断基準を教えてくださいたいと思います。

今後、多分こういうのが増えてくると思います。

その定義、いわゆる農振地内なら簡単にはならないと思いますが、どの場合なら、通る、どの場合なら通らないとかの規定を、はっきりしていただかないと、判断が出来ないと思います。

そこを、教えてください。

お願いします。

事務局

先ほど言われた判断について申し上げます。

私たちが設けたこれまでの定義というのは、まず、重機を使わないと復帰できない、人間の手でできるぐらいの、草刈りすればできるぐらいのところであれば、それはもう非農地判断はできないと思っております。

先ほど申し上げたように、耕作放棄地化してて、重機を使わないと、人間の手ではどうしてもできないような雑木が生えている状態。

機械じゃないと回復できないというようなところであるかが、まず判断基準になってくると思います。

ですので、機械でしか撤去できない雑木が多数生えているかというところです。

ただ、こういう雑木まで生えていない状態では、まだ非農地判断はできないと思っております。

今回のところについては、ほぼ雑木が生えているところが、この5筆ともありましたので、5筆とも認定できるのかなと思っております。

皆さんが、農地パトロールするときの基準ですが、一度説明しておりますが、あの基準で考えてもらっていいと思います。

解消できるならそこは丸（○）とか、解消できないときはバツ（×）を付けてくださいと説明したと思います。

ですから、バツ（×）のときは、非農地判断できると考えてもらっていいかと思っております。

議長

ほかに何か質問ありませんか。



3番委員 昨年、推進委員さんが農地の調査をしましたね。  
遊休農地の調査ですね。  
その時の調査基準が、基本となると思います。  
農業委員と推進委員で検討する遊休農地地調査ですかね。  
例えば現地において、農業委員と推進委員とが一緒になってどの段階か協議し判断をしていく、そうすることが一番大事な点と考えます。  
特にやっぱり平野部と違って、山間部では、鳥獣害も酷く、耕作者の高齢化と後継者がいない為、耕作放棄地もかなり見受けられます。  
やはり、早急にこういう非農地認定も適正にしていかなければ、ならないと思いますね。

事務局 3番委員が申されてるとおり、推進委員さんと現地を回ってもらって、あのときにバツ（×）にしたところに関しては、この非農地化という判断を先伸ばしてはいけないと思っております。  
ですので、判断基準については、もうそのときの判断基準で大丈夫かと思っております。

議長 ほかに質問は、ありませんか。  
これは質問ではないですが、私が立ち会いで回ったときに思ったのですが、さっき3番委員から言われたとおり。  
やはり山間地の方に行くと、耕作放棄地が広大というか、そこ一帯全部が耕作放棄地みたいで、これはもう、元には戻らないのじゃないかなというところを、結構教えてもらいました。  
この辺の平坦部では、面積的にも考えられないような感じでした。  
私たちのところでは、耕作放棄地が点々と、1枚、2枚、ちょっとあるくらいですが、もう、そのあたり一帯全部が、耕作放棄地みたいな感じになっておりました。  
ですので、今からこういうふうな非農地化とかいうのもしっかり判断して、元に戻せない土地はやっぱり農地から除外したほうがいいんじゃないかなと、私はそういうふうに思いました。  
はい。ただそれだけです。  
ほかには質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この議案を可決いたします。

事務局 議長。  
会議次第には上げておりませんが、追加議案をご提出したいのですが、よろしいでしょうか。

議長 ただ今、事務局より追加議案の申し出がありましたので、許可します。  
追加議案を配布してください。

事務局 追加議案をお配りいたします。

議長 それでは、追加議案の審議に入ります。

#### 「議第44号」

事務局 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の廃止について。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和5年3月13日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 別段面積の廃止についての追加議案です。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の廃止について、ご説明いたします。

農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積について、別紙のとおり定めていたところであるが、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。（以下「改正法」という。））第5条の規定により農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積が削除されることから、改正法の施行日（令和5年4月1日）以降、別段面積を廃止することとする。

廃止の理由として簡潔に申しあげますと、参考資料にありますように、農地を取得する要件として、取得後の耕作面積が普通畑、水稲等土地利用型農業の新規就農予定者の場合、30a以上。

また、施設園芸による新規就農者の場合は20a以上と、下限面積が定めてありました。

農業経営基盤強化促進法の改正による削除、及び、農地法においても下限面積が廃止されることから、高森町農業委員会で定める別段面積も廃止するための、追加提出議案です。

議長 はい、事務局より提案理由の説明が終わりました。  
農業経営基盤強化促進法の改正による削除、及び、農地法においても下限面積が廃止されることから、高森町農業委員会で定める別段面積も廃止する必要があるとのことです。  
また、前段の改正法の施行日が令和5年4月1日ですので、今回の総会において可決しなければなりませんので、追加議案の提出となりました。  
何か、ご質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 無いようですので、追加議案を可決してよろしいですか。

(複数委員) 異議なし。

議長 異議なしとのことですので、議第44号を可決します。

これで、今回の総会の議案は全て終わりました。  
今年度はこれが最後の総会となりましたが、1年通して、議案の審議件数が、今までの年度中では一番少なかったんじゃないかなと思います。  
いつもだったら十何件ぐらい、毎月あるのですが、今年度は少なかったようです。  
来年度は、また、増えるかもしれません。  
今回のような非農地認定とか、新しいのも増えてくるかもしれません。  
次年度も、よろしくお願いいたします。  
お疲れさまでした。